

(目的)

第1条 この規準は、愛知大学(愛知大学短期大学部を含む。以下「本学」という。)の学術研究の信頼性と公正性を確保することを目的として、本学において学術研究に携わる者(以下「研究者」という。)及びそれを支援する事務職員等(以下「研究支援者」という。)が意識すべき研究活動上の基本的な倫理規準に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規準において「研究」とは、科学・文化の諸領域における専門的・学際的・総合的に行う個人研究や、学内外の諸機関等との共同研究及びプロジェクトによる研究等をいう。

2 この規準において「研究者」とは、本学の教員のみならず、本学で研究活動に従事する学部・大学院学生及び研究員等を総称する。

3 この規準において「研究支援者」とは、本学の公的研究費管理・監査体制上の部署において、研究者の研究活動を支援する者をいう。

4 この規準において「研究費」とは、第1項の研究に従事する研究者に本学が交付する研究費及び研究者が学外から獲得した研究費をいう。

(基本理念)

第3条 研究者及び研究支援者は、次の各号の実現をその研究活動の基本に置かなければならない。

- (1) 人類の知的基盤、健康及び福祉に貢献する社会的に有益な研究の実施とその支援
- (2) 生命と人間の尊厳及び人権の尊重
- (3) 科学的又は社会的利益に対する個人の人権保障の優先
- (4) 個人情報保護の徹底
- (5) 研究に関わる安全の確保と適切な研究環境の保持
- (6) 捏造、改ざん、盗用、研究費の不正使用その他の研究上の不正行為の防止
- (7) 法令、本学の諸規程等において認められた研究に関わる規準等の遵守

(インフォームド・コンセント)

第4条 研究者が、個人の資料、情報、データ等の提供をうけて研究を行う場合は、提供者に対してその目的、収集方法、発表方法等について分かり易く説明し、提供者の明確な同意を得なければならない。

2 組織、団体等から、当該組織、団体等に関する資料、情報、データ等の提供をうける場合も同様とする。

(資料等の収集及び管理)

第5条 研究者は、科学的かつ一般的に妥当な方法及び手段で研究のための資料、情報、データ等を収集しなければならない。

2 研究者は、研究のために収集又は作成した資料、情報、データ等の関連する研究記録は適切に保管し、事後の検証が行えるよう必要な期間保存しなければならない。

(個人情報の保護)

第6条 研究者は、「個人情報の保護に関する規程」を遵守し、研究の必要上、個人情報を使用又は保管する場合には、それが漏洩することのないよう厳格に管理し、研究結果の公表に際しては、個人名が特定されることのないよう最大限配慮しなければならない。

(安全管理)

第7条 研究者は、実験等に用いる機器、装置及び薬品等が、研究に従事する者のもとより、その他の本学構成員及び学外者にいかなる危険もおよぼすことのないよう、その安全管理に万全を尽くさなければならない。

2 研究で用いた廃液、薬品及び材料等は、法令及び本学の諸規程等を遵守の上、自然環境に害を与えないよう処理しなければならない。

(研究活動に関する不正行為の防止)

第8条 研究者は、研究の申請、実施、報告、公表又は審査の過程において、故意に捏造、改ざん、盗用などの不正行為を行ってはならない。

2 研究者は、前項に規定する不正行為が、自らの指導のもとにある研究者、研究活動に関与する研究補助者、研究協力者、学生等(以下「指導下にある研究者等」という。)によって行われることのないよう適切な措置を講じなければならない。

3 研究者は、第1項に規定する不正行為を行っていないことを証明するために、必要な資料、データ及び研究実施経過に関する記録(実験ノート等)を、文書保存管理規程第3条に基づく期間保管し、必要な場合に開示しなければならない。

(研究費の使用に関する不正行為の防止)

第9条 研究者は、研究費の使用に当たって、法令及び本学の諸規程等に反し不正に使用してはならない。また、研究費を最も効果的かつ効率的な方法で使用するよう努めなければならない。

- 2 研究者及び研究支援者は、研究費の源泉が、学生生徒等納付金、国・地方公共団体からの運営交付金、補助金、財団や企業等からの助成金、共同研究費及び寄付金等によって賄われていることを常に留意し、研究費の適正な使用に努め、その負託に応えなければならない。
(不正行為を知り得た時の対応)
- 第10条 研究者及び研究支援者が、不正行為のあることを知り得た時は、適切な手続を経て、すみやかにすべてこれを明らかにしなければならない。
(研究成果の適切な発表)
- 第11条 研究者は、特許出願その他合理的理由のために公表に制約がある場合を除いて、研究の成果を広く還元するために、適切な方法により公表するよう努めなければならない。
- 2 研究成果の公表に当たっては、私的利益への配慮や不当な圧力により研究成果の客観性を歪めることがあってはならない。
(利益相反)
- 第12条 研究者は、自らの研究行動に当たって、公共性に配慮しつつ、利益相反や責務相反の発生に十分な注意を払い、本学の利益相反マネジメントに誠実に協力しなければならない。
(公正な審査)
- 第13条 研究者は、研究助成金、学会賞等の審査又は学術誌の審査にあたる場合には、審査対象者の属性や審査対象者との関係等によって不当な評価を行うことなく、学問的基準のみに基づいて公正な審査を行わなければならない。
- 2 前項の審査を行った研究者は、その過程で知り得た研究上の情報を、自らの研究に不当に利用したり、他に漏らしたりしてはならない。
(指導下にある研究者等への配慮)
- 第14条 研究者は、研究活動の遂行に当たって、指導下にある研究者等の利益に常に配慮するよう努めなければならない。また、ハラスメント行為を行うことはもとより、指導下にある研究者等の弱い立場を利用して研究への支援や協力を強いる等の不当な行為を、一切行ってはならない。
(研究支援者の役割)
- 第15条 研究支援者は、研究費の管理時において、自ら不正行為に関与してはならない。
- 2 研究支援者は、研究者の不正行為に加担しないことはもとより、公的研究費管理・監査体制上の牽制機能等により、不正行為の発生を未然に防止するように努めなければならない。
(本学の責務)
- 第16条 本学は、研究者及び研究支援者の研究倫理意識の高揚を図るため、本学において広く研究活動に関わる者を対象に必要な啓発及び研究倫理教育を実施しなければならない。
- 2 本学は、研究の実施、研究費の執行にあたっては、関係法令や本学の規程等を遵守するよう周知徹底するとともに、不正行為が起らないよう必要な措置を講じなければならない。
- 3 本学は、研究に関して、不正行為の通報があった場合、不当又は不公正な扱いをうけた者からの苦情、相談等があった場合、これに誠実に対応しなければならない。
(規準の改廃)
- 第17条 この規準の改廃は、研究倫理・コンプライアンス委員会、常務理事会、大学運営会議及び大学協議会の議を経て、学長が決定する。
- 附 則(制定)
この規準は、2010年4月1日から施行する。
- 附 則(規準の改廃手続の変更に伴う改正)
この規準は、2014年5月22日から施行する。
- 附 則(研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)の一部改正及び規程の改廃手続の変更に伴う改正)
この規準は、2015年4月1日から施行する。
- 附 則(愛知大学利益相反マネジメントポリシー及び愛知大学利益相反マネジメント規程の制定に伴う改正)
この規準は、2023年5月18日から施行する。
- 附 則(ガバナンス体制の見直しに伴う改正)
この規準は、2025年4月1日から施行する。